

# 高知県南海トラフ地震時重点継続要医療者 支援マニュアル (H28.3策定、R5.3改定)

## 重点継続要医療者とは

医療ケアの中断が生命の維持に関わる慢性疾患患者

①在宅人工呼吸器使用者 ②在宅酸素療法者 ③人工透析患者

## マニュアル改定の背景

重点継続要医療者は、災害時の停電による機器の不具合や、服薬や医療処置の中断により病状悪化が起こる可能性がある。

そのため、地震や風水害などのさまざまな災害に遭遇しても療養生活が継続できるよう、患者・家族・療養を支えている関係者とともに、日ごろからの備えや医療ケアが継続できる体制の整備が必要

## 計画の位置づけ

高知県災害時医療救護計画を補完するもの

## 目的

南海トラフ地震などの災害に備えるものとし、

- ・災害時個別支援計画の作成等にかかる支援体制の構築
  - ・医療救護体制の整備
- を目指す



高知県南海トラフ地震時

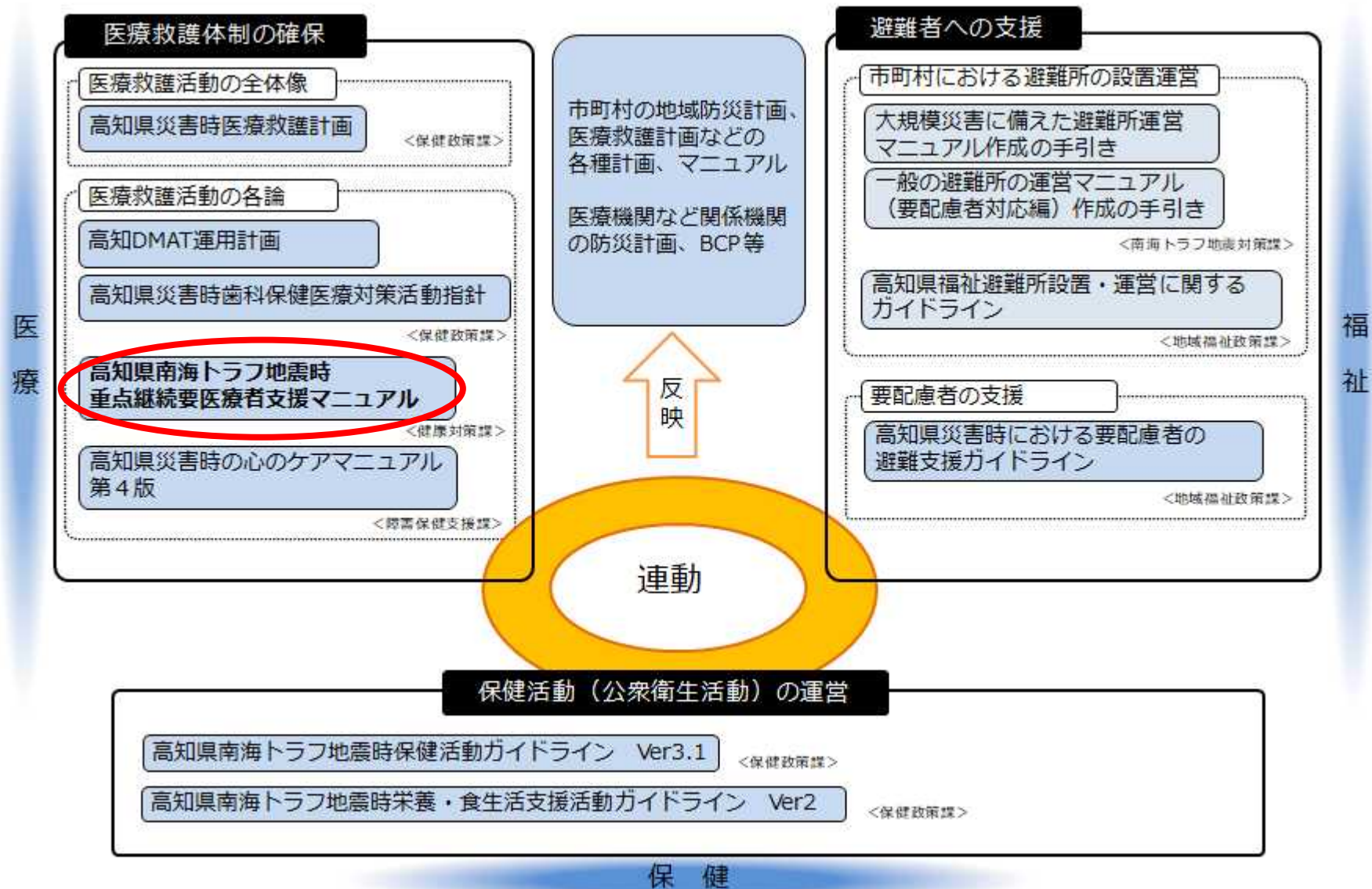
## 重点継続要医療者支援マニュアル

(①在宅人工呼吸器使用者 ②在宅酸素療法者 ③人工透析患者)

平成28年3月(令和5年3月改定)

高 知 県

# 南海トラフ地震対策における保健・医療・福祉に関する各種マニュアルの関連図



# マニュアルに基づく取組内容

## R6年度の取組

- ・医療機器取扱業者との連絡会(対象:医療機器取扱業者、高知市保健所、各福祉保健所)
- ・災害時に備えた行政への情報提供にかかる同意書取得等(随時、年2回)
- ・災害時個別支援計画の作成支援
- ・HOTステーション設置にかかる検討

## R7年度の取組

- ・同意書取得事業(在宅人工呼吸器、在宅酸素)の取得体制の再構築(医療機関による同意書取得のしきみを追加)
- ・災害時に備えた行政への情報提供にかかる同意書取得等(随時、年2回)
- ・災害時個別支援計画の作成支援
- ・HOTステーション設置にかかる検討

## R7年度からR9年度の取組予定(第6期南海トラフ地震対策行動計画)

- 災害時に備えた行政への情報提供にかかる同意書取得(事業見直し、療養者等への広報強化)
- HOTステーション設置希望がある市町村への支援
- 在宅酸素療法者への迅速かつ安定的な酸素供給にかかる医療機器取扱業者との協定締結の検討
- 在宅人工呼吸器使用者の災害時個別支援計画作成率100%に向けた市町村支援及び訓練による実行性の確保

# 災害時個別支援計画の作成状況等について

## 在宅人工呼吸器使用者

基準日	在宅人工呼吸器 使用者数	市町村における 把握済み者	災害時個別支援計画 作成済み		災害時個別支援計画 未作成	
			個別避難計画作成済み	個別避難計画作成済み	個別避難計画作成済み	個別避難計画作成済み
R6.9.1	163	65	41	22	24	4
R7.3.31	146	64	37	23	27	4
R7.9.1	151	市町村照会中				

## 在宅酸素療法者

基準日	在宅酸素 療法者数	市町村における 把握済み者	災害時個別支援計画 作成済み		災害時個別支援計画 未作成	
			個別避難計画作成済み	個別避難計画作成済み	個別避難計画作成済み	個別避難計画作成済み
R6.9.1	1142	432	142	49	290	68
R7.3.31	1136	429	154	64	275	48
R7.9.1	1091	市町村照会中				

## 在宅人工呼吸器使用者・在宅酸素療法者への災害対策:本人同意に基づく患者情報の取得による災害対策の推進

### 事業目的

- 1 在宅人工呼吸器使用者及び酸素療法者の医療ケアが災害時にも継続できるよう**地域の支援体制を構築する**
- 2 市町村が患者情報を把握することで、**災害対策基本法に基づく**要配慮者及び避難行動要支援者として、**平時からの備えを進める**
- 3 患者情報を共有することで、それぞれの機関が可能な手段で安否確認を行い**迅速に医療ケアを提供できる体制づくりにつなげる**

### 事業概要

災害への備えの1つとして、在宅人工呼吸器使用者や在宅酸素療法者が「災害に備えた 行政への情報提供に関する同意書」を医療機器取扱業者を通じて行政(県健康対策課及びお住まいの市町村)及び医療機関(医療機器取扱業者取得分)に提出

### 課題

全業者からの協力が得られていなかったため、市町村における把握者数が、使用者のうちの4割程度にとどまっている

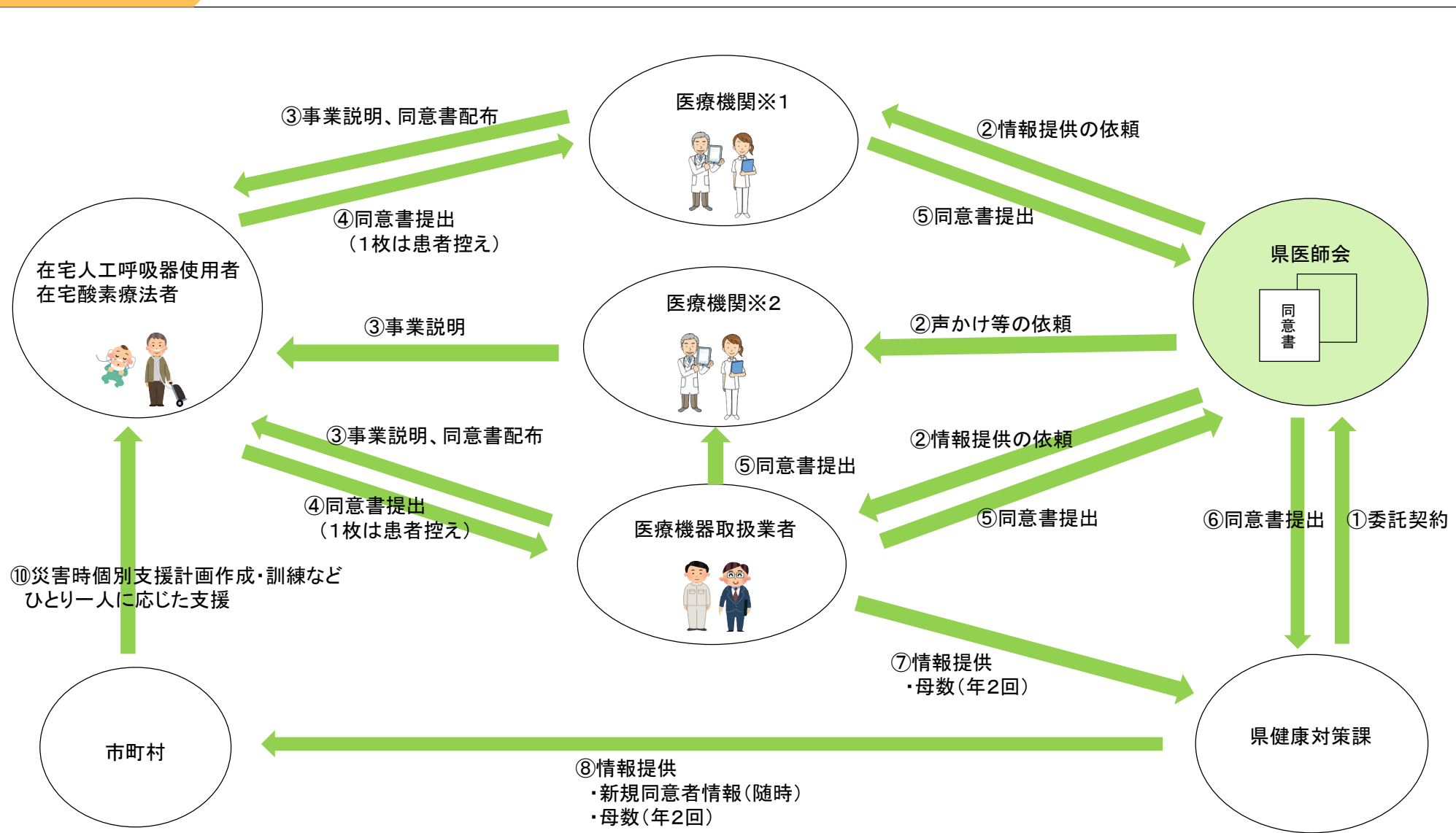
### 取組

高知県医師会に事業を委託し、医療機関による同意書取得体制を追加(全ての対象者を把握できる体制を再構築)  
事業への協力状況(7医療機器取扱業者、104医療機関)※R7.11.18時点

### 今後について

・市町村による対象者の把握及び災害時個別支援計画の作成を促進

# 事業の流れ



※1 医療機器の提供を「株式会社フィリップス・ジャパン」もしくは「帝人ヘルスケア株式会社」に依頼する医療機関

※2 医療機器の提供を上記以外の医療機器取扱業者（「株式会社シーメック」「三光商事株式会社」「四国アセチレン工業株式会社」「高松帝酸株式会社」「土佐酸素株式会社」「長谷川酸素株式会社」「フクダライフテック四国株式会社」）に依頼する医療機関

## 難病患者の医療処置パンフレット作成について

### 作成の背景

医師（脳神経内科）、福祉保健所、介護関係の支援者に聞き取りを行い、下記の意見が聞かれた。

- ・診断の際に説明を受けていても、時間が経ち記憶が薄れてしまっている。（支援者）
- ・患者家族が入手した医療処置に関する情報がマイナスのイメージが先行していることが多く、外来であらためて医師に説明を受けても修正が難しい。（支援者）
- ・外来であらためて説明するが、前回担当医が使用した資材と違うものを利用することになり連続性の担保が難しい。（医師）

### 目的

神経難病患者は、進行する症状に合わせ、重要な意思決定が求められることから、主治医が患者・家族に対し、疾病の予後や今後生じることを説明し、考えられる時間をとることが重要である。

このため、本人・家族の意思決定を支援する環境づくりや情報提供、その後の心理支援等、関係者が協働で関われるようパンフレットを作成する。

### 内容

B5版、12ページ（詳細は30ページ参照）

筋萎縮性側索硬化症、多系統萎縮症の注意すべき症状とその対応について解説

### 活用方法について

1,000部作成予定

神経難病医療ネットワーク医療機関に配布するとともに、一部医療機関には難病診療連携コーディネーターが訪問し、パンフレットの内容や活用方法について説明予定。

# HOTステーションの設置等、酸素供給体制の整備について

## 今年度の予定

モデル市町村を設定し、関係機関と課題整理や具体的な設置場所を検討する

⇒(目指す姿)各保健医療圏域で1か所以上(医療機関又は福祉避難所・避難所等)の設置(R6からR8年度末頃)

## HOTステーションの考え方等(マニュアルP45、P46より引用)

発災時、在宅酸素療法者は停電等により酸素濃縮器を作動することができなくなった場合、必要に応じて呼吸法の実践や予備ボンベ、自家発電機を使用しますが、停電が長時間に及ぶことが予測される場合に、医療機関・ホテル・(福祉)避難所等に酸素濃縮器を設置し、在宅酸素療法者避難所(HOTステーション)を開設します。

〈HOTステーションの対象になると考えられる方〉

在宅酸素療法者のうち、主に自力歩行可能で緊急性の高い外傷・合併症がない患者、あるいは医療者を通してトリアージで「緑」と判定された患者。すなわち軽症レベルであり、通常の酸素療法を確保できれば問題ないと考えられる方

〈HOTを受けるため必要な情報〉 疾患名や酸素流量、服薬している薬などの情報

〈開設場所の想定〉 医療機関もしくは医療機関との連携が可能な場所かつ、電源確保が可能で、火気の取扱いがない場所

〈開設の判断の目安〉発災後3日目以降(発災時の道路事情や酸素濃縮装置の供給・運搬状況、停電の復旧状況等による)

なお、HOTステーションは保健医療圏域ごとに1か所以上は開設する想定とします。

また、HOTステーションの開設にかかる効果的・効率的な方法や在宅酸素療法者にかかる支援体制を県内に展開するため、県はモデル事業を実施するなどして、市町村等とともに取り組みます。

発災時は、市町村災害対策本部(高知市の場合は保健医療調整高知市支部のことを指す。以下、同様とする)、県保健医療支部、県保健医療本部は道路状況や酸素濃縮器の供給状況等を踏まえ、医療機関、医療機器取扱業者等と連携してHOTステーションを開設します。

## 現在の整備状況、検討状況等

- ・幡多福祉保健所管内において、救護病院における酸素療法者の受入体制が整備された(1市1町)
- ・HOTステーション設置にかかる市町村の意向の確認(随時)